

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）
2 機械読み取りを行う場合があります。提出期限は、該当の従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
3 異動により給与等を支給しなくなった場合、太枠内へ記入してください。また、確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を（1月1日）までに
4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

3

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

1

市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地名称 （特別徴収義務者） 個人番号又は法人番号 （右詰めでご記入ください）	課税関係氏名 担当電話番号 内線	2年度 特別徴収指定番号 宛番号	3年度 特別徴収指定番号 宛番号	特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を ご確認ください。		
フリガナ 氏名 生年月日 元号 個人番号 住所 1月1日現在 異動後	新姓 姓 年 月 日 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 特別徴収税額 （年税額） 円	（ア） 徴収済税額 （イ） 未徴収税額 （ア）－（イ） 例）11月10日納期限分の場合→10月分 月分から 月分まで 円	（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ） 円	異動年月日 令和 年 月 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望 のみに基づく普通徴収への 切替はできません。 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 番号を記入 8.その他の理由を右欄へ記入	異動後の未徴収 税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 （本人が納付）	1月1日以降退職時 までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 （特別徴収義務者） 所在地名称 フリガナ 法人番号	特別徴収指定番号 担当氏名 電話番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 （翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
--	---	--

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	1の場合 本人印	徴収予定額 （（ウ）と同額）を右欄 に記入 円	左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。
---	-------------	----------------------------------	-----------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。	旧特別徴収処理欄 2年度 3年度 月分以降の月割額は 月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者 点検 入力者 点検
--	--	--	------------------------

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引して）又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動（退職・転勤等）した）場合に提出する用紙です。提出期限は、当該の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。また、確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を（翌月1日）までに提出してください。

2 機械読み取りを行う場合があります。訂正する場合は二重線で抹消してください。また、2枚とも提出してください。

3 退職時までの給与を支給しなくなった場合、その年の1月1日以後に異動した場合は、提出してください。また、確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を（翌月1日）までに提出してください。

4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

3

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

2

整理番号

2年度
3年度

特別徴収指定番号
宛番号
特別徴収指定番号
宛番号

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

課税氏名
担当
内線



（社印などの角印の場合は左上がはみ出さないように押印してください。）

所在地
（特別徴収義務者）
給与支払者

市町村長
令和 年 月 日 提出

個人番号又は法人番号
（右詰めでご記入ください）

フリガナ	新	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名	姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額 (ア) - (イ)	未徴収税額 (ア) - (イ)	令和 年 月 日	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 8. その他 理由を右欄へ記入	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	円
生年月日	元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日	円	月分から 月分まで 円	月分から 月分まで 円				円
個人番号								
住所	1月1日現在 異動後							

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地 フリガナ	特別徴収指定番号	担当氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
法人番号	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。			

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	1の場合 本人印	徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
---	-------------	-------------------------	---	-------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 2. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 3. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	旧特別徴収処理欄	2年度 3年度	月分以降の月割額は 円	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
--	----------	------------	-------------	--	-----	----

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L